

平成 28 年 9 月 23 日

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置 法施行令の一部を改正する政令案」が閣議決定されました

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)の一部(賦課金減免制度関係)が 10 月 1 日に施行されることに伴い、減免の割合及びその対象となる事業の種類等を定める政令案が、本日閣議決定されました。

1. 固定価格買取制度における賦課金減免制度の概要

固定価格買取制度においては、再生可能エネルギー電気の買い取りに要する費用を、需要家から電気料金と合わせて「賦課金」という形で回収し、電力会社に交付する仕組みとなっております。この賦課金については、電力多消費事業の負担軽減等の観点から、従来より、政令等で定める一定の要件を満たす事業者についてこれを減免する制度を設けてきました。

この減免の割合については、法律で定められた範囲において政令で定めることになっており、これまでは法律上 8 割以上と範囲を規定した上で、政令で一律 8 割としていました。今般、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い賦課金の増加が見込まれる中、制度を持続的に運用する観点から、法改正により国際競争力維持・強化の制度趣旨・電力多消費事業の省エネの取組状況等に応じて 8 割以下の範囲で減免率を政令で規定することを可能としました。

2. 改正の概要

今回の政令改正では、改正法における賦課金減免制度の見直しに係る部分(平成 28 年 10 月 1 日施行)の適切な実施のため、国際競争力維持・強化等の観点から、①製造業等(農業等含む)と製造業等以外の事業で減免率を分ける(製造業等 8 割、製造業等以外 4 割)とともに、②事業者の省エネの取組が不十分な場合は減免率を引下げることとしております。

3. 今後の予定

公布 9 月 28 日(水)

施行 10 月 1 日(土)

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁新エネルギー課長 松山

担当者: 呉村、山瀬、中村、高田

電話: 03-3501-1511(内線 4551~6)

03-3501-4031(直通)

03-3501-1365(FAX)